

議案第 20 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり廃止したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

廃止路線調書

分類	新 旧	番号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
一 部 廃 止	新	252	東御門線	東家四丁目622-1番地先	133.50	1.05～8.40	一部廃止 L=50.60
				東家四丁目35-1番地先			
	旧	252	東御門線	東家四丁目627-1番地先	184.10	1.00～5.30	
				東家四丁目35-1番地先			